

医政発 0325 第 11 号
令和 3 年 3 月 25 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科
医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告
することができる事項の一部を改正する件について

今般、患者による適切な医療機関の選択に資するよう、手順書（保健師助産師
看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 37 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する手順
書をいう。）により看護師が実施する特定行為（同法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号
に規定する特定行為をいう。）に係る業務の内容を適切に情報提供することを可
能とするため、医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく
医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して
広告することができる事項の一部を改正する件（令和 3 年厚生労働省告示第 95
号。以下「令和 3 年改正医療広告告示」という。）により、下記 1 のとおり、医
療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若
しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することが
できる事項（平成 19 年厚生労働省告示第 108 号）の一部を改正することとしま
した。

また、上記改正に基づき、下記 2 のとおり、関連の通知についても一部を改正
することとしました。

令和 3 年改正医療広告告示については、令和 3 年 3 月 24 日に告示され、同年
4 月 1 日から適用されることとなりますので、貴職におかれましては、制度の趣
旨を御了知いただくとともに管下の医療機関や関係団体等に周知をお願いいた
します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 令和 3 年改正医療広告告示の概要

- 医業若しくは歯科医業の業務又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項として、「特定行為を手順書により行う看護師が実施している当該特定行為に係る業務の内容」を追加する。
- その他所要の改正を行う。

2 関連通知の改正

別添 2 のとおり、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）等について（平成 30 年 5 月 8 日付け医政発 0508 第 1 号厚生労働省医政局長通知）の別紙 3 を改正する。

記 1 に基づく改正の他、所要の改正を行う。当該改正の概要は、第 14 回医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会（令和 2 年 7 月 2 日開催）の資料 1－1（<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000644616.pdf>）を参照のこと。

（添付資料）

- ・（別添 1）医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する件（令和 3 年厚生労働省告示第 95 号）【官報】
- ・（別添 2）医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）【改正後全文】